

肉豚経営安定交付金（豚マルキン）の交付金単価（確定）について
【令和4年度第1・2四半期】

令和4年4月から9月までの算出期間（令和4年度第1・2四半期）における畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の（1）の規定により算出した標準的販売価格及び同（2）の規定により算出した標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を下回らなかったことから、その交付はありません。

記

| 算出期間 | 令和4年4月から9月まで |
|-----------------|--------------|
| 肉豚1頭当たりの標準的販売価格 | 42,428円/頭 |
| 肉豚1頭当たりの標準的生産費 | 38,830円/頭 |
| 肉豚1頭当たりの交付金単価* | — (交付なし) |

※ 肉豚1頭当たりの交付金単価は、肉豚1頭当たりの標準的生産費と肉豚1頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額です。

連絡先

畜産経営対策部 養豚経営課
担当：富岡、今泉
電話：03-3583-1150